

# 給与所得・退職所得等の確定申告について

税 務 署

## 1 退職所得について

退職金（退職所得）は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

ただし、退職所得を除く各種の合計額から、所得控除を差し引くと赤字になる場合は、確定申告をすることにより、退職所得分の所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

## 2 給与所得者の確定申告

勤務先1か所のみから給与の支払を受けている方は、年末調整によって1年間の所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

### (1) 確定申告をしなければならない方

- イ 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ロ 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ハ 2か所以上から給与の支払を受けている方

など

### (2) 確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

- イ マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ロ 多額の医療費を支払った場合
- ハ 災害や盗難にあった場合
- ニ 年の中途中で退職し、再就職していない場合

など

### **3 年金所得者の確定申告不要制度**

以下のいずれにも該当する場合には、確定申告をする必要はありません。

**(1) 公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限りま  
す。）の収入金額が 400 万円以下**

**(2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下**

注) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要でない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

### **4 申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！**

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンで所得税の確定申告書作成ができます。スマートフォンによる国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

画面の案内に従って入力することになり、アカウント（利用者識別番号）の取得、申告書の作成・送信まで e - Tax による手続きが完了できます。

### **5 申告書の作成で困ったときは！**

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットポット」にご相談ください。

ご質問を入力いただければ、AI を活用した「税務職員ふたば」がお答えします。